令和５年　４月　１日

行　動　計　画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

１．期　間

令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの期間３年間

２．内　容

目標１　計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。

男性職員　---　計画期間内１人以上取得すること。

女性職員　---　計画期間内の取得率を９５％以上とすること。

＜対策＞

育児休業制度について職員が理解し利用しやすいよう周知を図る。　（令和５年４月～）

目標２　小学生未満の子を持つ職員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度の定着化を図る。

＜対策＞

育児休業制度（短時間勤務制度）について職員が理解し利用しやすいよう周知を図る。　（令和５年４月～）

目標３　「ノー残業デー」等の取組み及び職場の業務改善により、所定外労働時間の短縮に努める。

＜対策＞

所定外労働の短縮となる具体的方策について協議を開始する。（令和５年４月～）